

第 1 6 号議案

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

一時保護業務手当及び児童相談所業務手当について規定する必要がある。

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年中野区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 一時保護業務手当

(6) 児童相談所業務手当

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（一時保護業務手当）

第7条 一時保護業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において、規則で定める。

（児童相談所業務手当）

第8条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（前条第1項に規定する業務を除く。）を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。